

○文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例

平成三十年三月五日

条例第八号

(目的)

第一条 この条例は、住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。)第十八条の規定に基づく住宅宿泊事業の実施の制限その他住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、区民の生活環境の悪化を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 区民 区の区域内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

二 近隣住民 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 届出住宅と同一の建物若しくは同一の敷地内に存する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者

イ 届出住宅の敷地境界線から半径十メートル以内の敷地内に存する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者

(区の責務)

第三条 区は、第一条の目的を達成するため、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する施策を実施するものとする。

2 区は、前項の施策の実施に当たり、警察署、消防署その他の関係機関と連携するものとする。

(区民の責務)

第四条 区民は、前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(住宅宿泊事業者等の責務)

第五条 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者(以下「住宅宿泊事業者等」という。)は、住宅宿泊事業を実施するに当たり、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するよう努めなければならない。

2 住宅宿泊事業者等は、宿泊者が宿泊している期間、自らが管理する届出住宅及びその周辺を毎日巡回するよう努めなければならない。

(宿泊者の責務)

第六条 宿泊者は、届出住宅を利用するに当たり、騒音の発生その他の事象により生活環境を悪化させないように努めなければならない。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第七条 法第十八条の規定により住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域(以下「制限区域」という。)は、次に掲げるとおりとする。

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準工業地域

二 東京都文教地区建築条例(昭和二十五年東京都条例第八十八号)に規定する第一種文教地区及び第二種文教地区

2 届出住宅の敷地が制限区域の内外にわたる場合において、当該敷地の過半が制限区域に属するときは、当該敷地の全部を制限区域とみなす。

3 制限区域においては、日曜日の正午から金曜日の正午までは住宅宿泊事業を実施することができない。

(近隣住民への周知等)

第八条 住宅宿泊事業を営もうとする者(以下「届出予定者」という。)は、法第三条第一項の届出(以下「届出」という。)をする十五日前までに、規則で定めるところにより近隣住民に周知しなければならない。

2 届出予定者は、前項の規定により周知したときは、届出の際、規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

3 前二項の規定は、届出内容に変更がある場合について準用する。

4 届出予定者は、近隣住民からの申出があったときは、住宅宿泊事業に係る内容について、説明を行うよう努めなければならない。

(公表)

第九条 区長は、届出があったときは、規則で定めるところにより公表するものとする。

2 前項の規定は、届出内容に変更がある場合について準用する。

(廃棄物の適正処理)

第十条 住宅宿泊事業者等は、住宅宿泊事業の実施に伴い発生した廃棄物について、自ら適正に処理しなければならない。

(苦情の対応記録)

第十一条 住宅宿泊事業者等は、法第十条の規定により苦情に対応したときは、当該対応について記録を作成し、その完結の日から三年間保存しなければならない。

(土地又は住宅の提供者等の責務)

第十二条 他人に土地又は住宅を提供する者は、賃貸借契約の締結の際、契約書等に住宅宿泊事業の実施の可否について明記するよう努めなければならない。

2 建物の区分所有者は、規約等に住宅宿泊事業の実施の可否について明記するよう努めなければならない。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、第八条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。